

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年1月6日（平成29年（行情）諮問第5号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行情）答申第231号）

事件名：水俣病の認定基準に関して専門家に諮問をした文書（1991年中央公害対策審議会の答申後のもの）等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月26日付け環企発第1608265号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである（なお、意見書及び審査請求人が添付している資料の内容は省略する。）。

（1）本件請求のきっかけとなった特定新聞による特定職員へのインタビューは、2013年4月のFさん・特定個人訴訟最高裁判決以降、公害健康被害補償不服審査会による下田裁決（同年10月25日）、2016年5月の新潟水俣病新潟地裁判決など、司法や公的機関から、「後天性水俣病の判断条件について」（昭和52年7月1日付け環保業第262号環境庁企画調整局環境保健部長通知。以下「52年判断条件」という。）が厳しく批判を受けていたことを踏まえたものです。

52年判断条件に対しては、2013年以前からも、司法等からその不当性・非科学性が批判されてきましたが、特に同年以降は、それまで環境省が頑なに否定してきた「感覚障害のみの水俣病」が認められるようになりました。

これは、環境省が唯一の根拠としている1991年の中央公害対策審議会（以下「中公審」という。）答申以降に、医学的知見が積み重ねられてきた結果です。

特定職員も「判決に対して真摯に対応していく」「専門家に相談し逐

次検証している」と答えています。

ところが、この「専門家に相談し逐次検証」してきた記録や文書が一切ないという不開示通知が届きました。これは驚くべきことです。

事は水俣病の認定基準であり、水俣病施策の根幹を成す問題です。現在でも、全国の裁判所において、その妥当性・正当性の根拠を示すよう求められている事案です。

「知り合いにチョット聞いてみた」、で済ませるような話ではありません。

- (2) また、環境省の制度としても、必要な文書を作成・保存することが定められています。

環境省行政文書管理規則（平成23年環境省訓令第3号）は、9条（文書主義の原則）「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに環境省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と規定しており、環境省の意思決定に至る経過についても、根拠をもって現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを義務付けています。

そして、上記規則では、文書を作成して保存する事案として、別表第1「4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯」に「（5）解釈又は運用の基準の設定 ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書」と明記されています。

既設の認定基準やその解釈・運用に関して、他の公的機関から不合理・不適切の指摘がされて「専門家に相談し逐次検証」する必要が出てきたのですから、たとえ変更しなくてもよいという結論が出た場合でも、なぜ、変更する必要がないのか、その理由・根拠を示さなければならないのは、条例・規則に条文明記されるまでもなく、行政の基本的・最低限の責務です。

- (3) もし、当該事案について公的な会合や諮問等がなされず、当該文書がないとしたならば、環境省は水俣病の認定基準について、個人的・恣意的な判断で解釈・運用していたこととなります。

あるいは特定職員が、何の根拠もなくウソを答えたこととなります。環境省トップの官僚が、環境行政の中でも長きにわたって重要な位置を占め、さらに現在も紛争中の事案について何の根拠もなく発言したとはとても考えられません。

環境省は、情報を隠匿せず、直ちに開示することを要求します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成28年7月27日付

けで、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成28年8月26日付けで審査請求人に対し、行政文書を不開示とする旨の原処分を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、平成28年10月7日付けで、処分庁に対して原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、処分庁は同月11日付けで受理した。

(4) 処分庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、処分庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求のあった行政文書については、作成・取得しておらず、不存在であるため不開示とした。

## 3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人が指摘する特定職員の「専門家に相談し逐次検証」との発言の趣旨は、これまでの水俣病対策の中で必要に応じて専門家とも相談して、検討してきたと述べたものであり、本件開示請求のあった1991年中公審答申より後に専門家に諮問した文書、又は検証を行った会議議事録等は、新たに作成・取得しておらず、存在しない。

また、審査請求人は「既設の認定基準やその解釈・運用に関して、他の公的機関から不合理・不適切の指摘がされて「専門家に相談し逐次検証」する必要が出てきたのだから、たとえ変更しなくてもよいという結論が出た場合でも、なぜ、変更する必要がないのか、その理由・根拠を示さなければならないのは、条例・規則に条文明記されるまでもなく、行政の基本的・最低限の責務である」と主張しているが、平成25年の最高裁判決では52年判断条件は否定されていない。

したがって、本件開示請求に関する行政文書は環境省では作成・取得しておらず、不存在である。

## 4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年 2 月 6 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年 8 月 3 1 日 審議
- ⑤ 同年 9 月 1 4 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第 3 の 3 のとおり、「特定職員の「専門家に相談し逐次検証」との発言の趣旨は、これまでの水俣病対策の中で必要に応じて専門家とも相談して検討してきたと述べたものであり、本件開示請求のあった、1991 年中公審答申より後に専門家に諮問した文書、又は検証を行った会議議事録等は、新たに作成・取得しておらず、存在しない」旨説明する。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、その説明は次のとおりであった。

ア 特定職員が、「専門家に相談し逐次検証しており、大きく変わることはない」旨発言したことが、特定年月日の特定新聞に掲載されているところ、52 年判断条件については、昭和 60 年に設置された「水俣病の判断条件に関する医学専門家会議」及び平成 3 年に中公審環境保健部会に設置された「水俣病問題専門委員会」において妥当との結論が得られていることなどから、特定職員の当該発言は、これらの会議等における検討を踏まえて発言されたものである。

イ 平成 3 年（1991 年）中公審答申後においては、水俣病に関する会議等として、水俣病に関する関係閣僚会議、国立水俣病総合研究センター水俣病関連資料整備検討会、水俣病に関する社会科学的研究会及び水俣病問題に係る懇談会が開催されているが、これらの会議等においては、水俣病の認定基準の見直しに係る検討は行われていない。

- (2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、審査請求人が本件開示請求書に添付している、特定年月日の特定新聞に掲載された特定職員に係る記事を確認したところによれば、当該記事には、特定職員が、複数症状の組合せを原則とする水俣病の認定基準に関し、「専門家に相談し逐次検証しており、大きく変わることはない」旨発言したとの記載が認められる。

また、当審査会において、諮問庁から上記（1）イの水俣病に関す

る会議等の設置経緯，構成及び検討事項等が記された資料の提示を受けて確認したところ，諮問庁が上記（１）アで説明するとおり，当該会議等において水俣病の認定基準の見直しに係る検討が行われたとは認められない。さらに，当審査会事務局職員をして，環境省，首相官邸及び国立水俣病総合研究センターのウェブサイトを確認させたところ，同ウェブサイトには，平成３年（１９９１年）中公審答申より後に，水俣病の認定基準の見直しに係る検討が行われたような内容の掲載は認められない。

以上によれば，特定年月日の特定新聞に掲載された特定職員の発言については，上記答申以前に開催された「水俣病の判断条件に関する医学専門家会議」及び「中公審環境保健部会水俣病問題専門委員会」において５２年判断条件は妥当との結論が得られていることなどから，当該会議等における検討を踏まえて発言されたものであるとの，上記（１）アの諮問庁の説明は否定できない。

イ そうすると，本件開示請求に係る行政文書は環境省では作成，取得していない旨の諮問庁の説明が不自然，不合理であるとまではいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。

（３）したがって，環境省において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

## 別紙

添付（省略）の特定新聞（特定年月日）に報道されている特定職員発言「専門家に相談し逐次検証している」に関する下記の文書で、1991年中公審答申より後のもの全て。

1. 専門家に諮問をした文書，または検証を行った会議議事録 2. 諮問された専門家の氏名リスト 3. 諮問または検証の結果 4. 会議に提出された，または結果の根拠となった資料・文献